

■ 満期日繰上特約付き定期預金規定 ■

1. 用語の定義

- (1) 満期日繰上特約とは、繰上満期日応当日毎(ただし満期日は除きます。)(に、当行の判断により満期日を当初満期日から繰上満期日応当日に繰上げできる権利をいいます。
- (2) 繰上満期日応当日とは、満期日繰上特約の行使日のことで、最初の繰上満期日応当日は預入日の6ヶ月後応当日となり、以降6ヶ月毎の応当日が繰上満期日応当日となります。満期日繰上特約が行使されない場合は繰上満期日応当日が利息支払日となります。
- (3) 満期日繰上判定日とは、各繰上満期日応当日の10営業日前の日となります。

2. 預入れの金額

この預金の預入れは1口1000万円以上100万円単位とします。

3. 取扱期間

この預金の預入日および募集期間はあらかじめ個別に定められます。金利相場の状況によっては募集を一時停止する場合もあります。

4. 預入れの方法

- (1) 預入資金については、お申込日から預入日の3営業日前までに指定口座に入金してください。預入日3営業日前の午前10時において残高が不足している場合は、預入を取りやめたものとみなします。
- (2) 預入日3営業日前までに指定口座から出し別段預金に預入します。
- (3) 預入日当日に別段預金から出し、この預金へ預入します。別段預金への預入期間は無利息となります。

5. 証券類の受け入れ

この預金は、小切手その他の証券類の受け入れはできません。

6. 満期日繰上特約

- (1) この預金の満期日繰上特約の行使権は当行のみが保有します。
- (2) 第1条第3項に定める満期日繰上判定日に当行が満期日繰上特約を行使した場合、この預金は行使後最初に到来する繰上満期日応当日に期限前解約されます。
- (3) 前項の満期日繰上特約停止の申出はできません。
- (4) 満期日繰上特約の行使は、当行が満期日繰上判定日に判断、決定し、当行ホームページ上にて通知いたします。なお満期日繰上特約を行使しないことを決定した場合は通知いたしません。
- (5) 当行がこの預金の満期日繰上特約を行使しない場合には、この預金は期限前解約されません。

7. 利息

- (1) この預金は、申込時に約定した利率(以下「約定利率」といいます。))を適用します。
- (2) 利息は、繰上満期日応当日または満期日において、預入日または前回の繰上満期日応当日から当該繰上満期日応当日の前日または満期日の前日までの日数および約定利率によって計算します。
- (3) 繰上満期日応当日が到来した場合には、前項により計算した利息を指定口座に入金します。ただし、当行がこの預金の満期日繰上特約を行使した場合には当該繰上満期日応当日にこの預金とともに支払い指定口座に入金します。
- (4) 満期日が到来した場合、第2項により計算した利息は、満期日にこの預金とともに支払い指定口座に入金します。
- (5) 当行が満期日繰上特約を行使した繰上満期日応当日以後、またはこの預金の満期日以後の利息は、当該繰上満期日応当日または満期日からこの預金の払戻日(以下「払戻日」といいます。))の前日までの日数について払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として